

2009 年 2 月 15 日

「日本内視鏡外科学会技術認定制度」実施のお知らせ

日本内視鏡外科学会
技術認定制度取得者 各位

日本内視鏡外科学会「技術認定制度委員会」
委員長 木村 泰三

2005 年 1 月 1 日付にて認定された方の、認定更新について、本年 8 月 15 日より申請受付開始し 10 月 31 日（消印有効）を締切りとする予定です。

申請書類などはその際にお知らせいたしますが、消化器・一般外科領域については本委員会にて審査する関係上、事前に規定などを別紙のとおり、提示いたします。

産婦人科領域および泌尿器科領域にて認定された方につきましては、当該関係学会において更新認定後、その認定証のコピーと申請書を提出いただくことになる予定です。

つきましては、よろしくご高覧いただきご予定いただけますようお願い申し上げます。

日本内視鏡外科学会技術認定制度規則第 26 条（資格の更新）細則（案）

技術認定資格の更新は下記各号について審査委員会で審査判定し，制度委員会を経て，理事会に報告される。

- 1) 更新の申請書類
- 2) 最近 5 年間継続して臨床に従事していることの証明書類（施行細則第 6 条）
- 3) 手術実績一覧表および証明書類

【I】技術認定更新の要件

- 1) 技術認定取得後 5 年を経過したもので，現在内視鏡外科手術に従事しており，これを証明する 2 名からの署名捺印書式を提出するもの。
- 2) 本学会会員であり，申請時に会費を完納していること
- 3) 特例として，研究，留学，産休，病氣療養等で臨床を中断したものは，更新申請を延期することができる。延期願いは当該年度に本人が申請し，技術認定制度委員会で審査する。期間は原則として 1 年とする。

（延期期間中は認定取得者として扱い，学会ホームページ認定取得者リストからも削除しない）

更新審査

更新審査は，書類審査でおこなう。診療実績が下記の要件に満たない場合はビデオ審査を行う。資格更新後は技術認定医（更新）とし，認定領域の記載は行わない。

<更新に必要な条件>

1. 内視鏡手術の経験数（執刀ないし指導的助手）
過去 5 年間に低難度手術（胆摘術，ヘルニア根治術，虫垂切除術など）であれば 50 例以上，高難度手術（食道手術，胃切除術，結腸直腸切除術，乳腺手術，食道手術，脾臓摘出術，副腎摘出術，総胆管結石手術など）では 20 例以上の経験を有すること。
症例一覧には，低難度手術と高難度手術の混載が可能である。混載の場合には低難度手術を 1 例 1 点，高難度手術を 1 例 2.5 点とし，総計が 50 点を超える経験を有すること。
2. 過去 5 年間に本学会総会に 2 回以上参加していること

なお診療実績が上記条件を満たさない場合にはビデオ審査により認定資格更新を受けることができる。提出ビデオは，前回申請時と異なる領域での提出を可とするが，各領域で審査対象となる術式に限定する。

【II】更新申請手続き

- (1) 申請受付期間は 2009 年 8 月 15 日から 10 月末日とする
- (2) 審査手数料 15,000 円（ビデオ審査の場合は 30,000 円）
振込先 みずほ銀行 本郷支店 普通口座 2526974
日本内視鏡外科学会 理事長 北島政樹
ニホンナイシキョウゲカガツカイ キタジママサキ
- (3) 申請書類，添付書類，上記振り込み領収書コピーを簡易書留または宅配便で学会事務局まで送付のこと

【III】提出書類，添付書類

(1) 提出書類

- 1) 技術認定更新申請書（様式 号）
- 2) 臨床従事確認書（様式 号）
- 3) 臨床実績・学会参加実績（様式 号）

1. 臨床実績

内視鏡手術従事期間は，技術認定取得後から今回の申請までを記載のこと

2. 参加実績

技術認定取得後から今回の申請までの総会参加実績を古い順に記載のこと．参加証のコピー添付のこと

4) 手術実績一覧

1. 低難度手術で申請するもの

術者（執刀または指導者）として経験した症例を 50 例記入のこと．

2. 高難度手術で申請するもの

術者（執刀または指導者）として経験した症例を 20 例記入のこと（術式不問）．

3. 低難度手術，高難度手術の混載で申請するもの

低難度手術を 1 例 1 点，高難度手術を 1 例 2.5 点とし，総計が 50 点を超える症例を記載のこと．

(2) 添付書類

- 1) 日本内視鏡外科学会技術認定証（写）
- 2) 各専門学会の専門医認定証（写）
- 3) 振り込み領収書のコピー
- 4) 学会参加証のコピー 2 枚
- 5) ビデオ審査の場合は症例抄録（様式 号）

<諸注意>

1) ビデオ審査

ビデオ審査での更新を希望するものは，初回と同様，各領域審査対象術式の未編集ビデオ・DVD ならびに症例抄録（様式 号）を送付すること．審査ビデオの領域は，初回審査と異なっても構わない．また初回審査と同様，審査ビデオに縫合結紮手技が含まれていない場合は，縫合結紮手技を記録した副ビデオも提出のこと．

2) 更新後の資格

技術認定資格更新者は技術認定（更新）とし，証書への領域の記載は行わない．

3) 送付先： 全ての申請書類・ビデオ（DVD）は以下に送付すること．

〒162-0802 東京都新宿区改代町 26-1 三田村ビル

一般社団法人学会支援機構内 「日本内視鏡外科学会事務局」

TEL 03-5206-6007 / FAX 03-5206-6008

- 4) 申請料振込先：申請料 15,000 円（ビデオ審査の場合は 30,000 円）を以下に振り込み，払込受領書のコピーを送付すること．銀行等で振込んだ際の払込受領書のコピー，ネットバンキングの場合は払込終了画面をプリントしたものを，書式 1 にホッチキスで添付すること．
みずほ銀行 本郷支店 普通口座 2526974
日本内視鏡外科学会 理事長 北島政樹
ニホンナイシキョウゲカガッカイ キタジママサキ
- 5) 締切日：2009 年 10 月 31 日（消印有効）．
- 6) 送付方法：簡易書留あるいは宅配便とし，それ以外の方法で送付した場合の郵便事故などについては，一切の責任を負わない．
なお，受取通知を希望する場合には，返信用官製ハガキ（必ず，宛先住所・氏名を明記のこと）を同封すること（希望のない場合は受取通知しない）．
- 7) 申請書式：学会誌あるいは学会ホームページにて公開される申請用紙の最新のものを使用すること．
申請用紙は A 4 サイズに揃えて提出のこと．
- 8) 書類等控：一旦受け付けた申請書類は絶対に返却しないので，必ず手許にコピーを残しておくこと．
- 9) 問い合わせ：事務的な問い合わせは事務局まで連絡のこと．